

1. 件名：関西電力株式会社による大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（7）

2. 日時：令和3年1月29日（金）13時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長 他4名

5. 要旨：

標記に関して、原子力規制庁は、関西電力株式会社とヒアリングを行い、大飯1, 2号炉のクリアランス申請に係る基本ロジック及び汚染状況のデータについて、主に以下のコメントをした。

- ・資料2の除染後の放射能濃度確認対象物の核種分析結果（表4及び表5）において、Co-60が最も高いという説明をしているが、検出されなかった核種の検出限界値の中に、検出されているCo-60の値と同程度のものがあることから、これだけをもってCo-60が最も高いという根拠にならない。検出されなかった核種はCo-60よりも微量であるという理由があれば説明すること。
- ・資料2の除染前の放射能濃度確認対象物の放射化学分析結果（表6）について、Co-60とCs-137のみを記載しているが、Co-60の放射能濃度が最も高いことを示す根拠とするのであれば、除染後の放射能濃度確認対象物の核種分析結果（表4及び表5）と同様に、Co-60とCs-137以外の核種の分析結果も示すこと。
- ・資料3の燃料取替用水タンクのCo-60のD/C（図5及び図6）では、測定単位のD/C（Co-60）が0.1～0.6程度となっており、評価対象核種の選定でD/C（Co-60）が1/33以下と説明していることと乖離しているので、改めて使用するデータの種類や目的を整理した上で説明をすること。
- ・資料3の放射能濃度確認対象物の管理方法について、説明の内容と添付されている図1が整合していないので、整合させること。

6. その他：

関西電力からの配付資料

- ・資料1：大飯1, 2号炉 燃料取替用水タンククリアランス認可申請書の

基本ロジックについて Rev. 1

- ・ 資料 2 : 放射能濃度確認対象物の汚染状況の調査結果 Rev. 1
- ・ 資料 3 : 放射能濃度確認対象物の評価単位の設定方法等について

以上